

発日監第 32 号
平成22年12月17日

日吉津村長 石 操 様
日吉津村議会議長 橋井 満義 様
日吉津村農業委員会会長 奥田 益己 様
日吉津村教育委員会委員長 奥田 恵子 様
日吉津村選挙管理委員会委員長 山脇 啓一 様
日吉津村固定資産評価審査委員会委員長 様

日吉津村監査委員

日吉津村監査委員

平成22年度定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき平成22年度定例監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

定例監査結果報告書

1. 監査期日

平成22年10月14日、11月15日、17日、12月14日

2. 監査の対象

10月14日は物品、財産及び公の施設等の管理処分の状況、11月15日、17日は公共施設の管理、貸付金の管理、工事請負契約の状況を対象とした。

3. 監査の実施方法

物品、財産及び公の施設等の管理処分の状況については、調書による説明を受け調査した。なお財産のうち有価証券、出資による権利、基金については証書等の現物を、土地の増減高は登記簿写しを確認した。

公共施設の管理については、施設安全点検調査の記録、施設修繕関係資料等により調査した。貸付金の管理については、台帳、貸付・償還等の関係書類により調査した。工事請負契約については、100万以上の工事台帳により調査した。一部については追加書類の提出を求め、説明の徴取も行うとともに、現地に出向き調査をした。

その後監査委員で内容を検討し、最終的に12月14日に本報告をまとめた。

4. 監査の結果と意見

1) 概要

全体としては適正に処理されていると認められたが、そのうち一部の事務処理について改善の必要を認めたもの、不適正と認められた事項については指摘事項とし、以下に下線で表示している。また、比較的軽易な事項については口頭により注意するものとし、概ね適正と記載している。

2) 物品、財産及び公の施設等の管理処分の状況について

提出された公有財産に関する調書（土地及び建物、山林、有価証券、出資による権利）、物品に関する調書、基金に関する調書並びに証書等により調査した結果、概ね適正に処理されていると認められた。

3) 公共施設の管理について

施設管理の面から施設修繕と施設安全点検について調査を行った。なお、庁舎、保育所、児童館、中央公民館、スポーツハウスについては施設に出向き調査をした。

施設修繕では100万円を超えるものから1件選定し関係書類の調査をしたところ、指名競争入札を経て契約されており、財務規則に則って適正に処理されていると認められた。

施設の安全点検について、小学校・保育所では児童生徒の安全面を中心とした点検が行われていた。その他の公共施設では統一的な調査票をベースに安全点検が行われていた。そのうち一部施設で点検結果が稟議されていない事例があった。

組織として点検結果の確認をされたい。

4) 貸付金の管理について

村が直接住民に貸し付けているものは、災害援護資金と奨学資金貸付金の2事業があり、この2事業について関係書類を確認した。

災害援護資金については、適正に処理されていた。

奨学資金の事務については、申請、貸与決定、償還についての調査を行った。その結果、申請、貸与決定並びに台帳管理については概ね適正に処理されていた。償還事務については平成21年度一般会計歳入歳出決算審査時に調定について指摘したところであるが、該当の滞納について年度当初にその事実が把握されていたにもかかわらず、年度末の調定となっており、調定事務の適正さを欠いていた。

財務事務、特に収入に関する事務について、今後支障が生じないように的確に対応されたい。

5) 工事請負契約について

平成21年度に完成した100万円以上の工事7件について台帳を確認し、そのうちの2件について関係書類の提出を受け調査した。その結果、指名競争入札、契約、工事、検査等の一連の書類を審査した結果、概ね適正に処理されていると認められた。また、2件の随意契約については工事台帳の記載から複数の見積書の徴取が確認され、適正と認められた。